

令和6年度第1回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年4月25日(木)	開議の時刻	午前10時20分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前10時52分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件</p>	1 開 会	<p>会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記2名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>3番 高橋 満康 委員 4番 山下 正行 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、1番の申請について、大字田木在住の申請人(受人)より、大字正代在住の申請人(渡人)が、大字正代地内に所有する農地(畑8筆)を、受人は農業経営の拡大(畑地が少ないため、畑を増やしたい)のため、渡人は高齢により、管理が出来ない為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も150日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1番の申請について 松山地区・須長委員より、1番の申請について、大字野田在住の申請人(受人)より、熊谷市在住の申請人(渡人)外6名が、大字野田地内に所有する農地(畑1筆)を、倉庫敷地及び農機具置き場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、倉庫敷地及び農機具置き場の必要性が認められ、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2番の申請について 松山地区・須長委員より、2番の申請について、上尾市在</p>

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）外 1 名が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>4 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、あずま町 1 丁目在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行</p>
---	---

<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>われる。 内容審議の結果、22 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>鹿田委員、関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、8 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 島田委員より、農地所有適格法人の報告の提出について、遅延すると過料が発生するので、提出の期日の管理を厳格にした方がいい、また、事務局から提出されていない法人について報告をしてほしい、との意見がなされた。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 6 年 5 月 27 日 (月) 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 10 時 52 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 6 年度第 1 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p>

令和6年5月25日

議長 久保田 節子

委員 高橋 満康

委員 山下 正行